

令和6年度

名東区役所庁舎内における

マップ広告掲出事業

入札後資格確認型一般競争入札方式（郵送方式）

入札案内書

入札書提出期限：令和7年2月7日（金）

開 札 日：令和7年2月10日（月）

名古屋市

入札の前には必ずこの案内書をお読みください。

目次

◇ あらまし	P	1
◇ 入札説明書	P	4
第1 掲出場所等	P	4
第2 参加者の資格	P	4
第3 広告の掲出条件	P	7
第4 入札方法等	P	8
第5 入札金額	P	9
第6 入札	P	10
第7 開札	P	11
第8 競争入札参加資格確認申請	P	11
第9 落札者の決定	P	12
第10 契約の締結	P	12
第11 広告掲出料の納付	P	13
第12 契約保証金	P	13
第13 問い合わせ先	P	13
◇ 契約書（案）	P	15
◇ 行政財産目的外使用許可条件	P	23
◇ 仕様書	P	25
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P	36
◇ 名古屋市広告掲載基準	P	38
◇ 名東区広告掲載要綱	P	40
◇ 様式・記載例	P	45

あ ら ま し

名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業は、名古屋市が掲出事業者から広告料及び行政財産目的外使用料の納入を受けた上で、掲出事業者に、名東区役所庁舎内の壁面を利用して、名東区全域地図、公共施設一覧及び民間企業等の広告を掲出していただくもの(以下「マップ広告」という。)です。当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方に、名東区役所庁舎内の壁面を一定期間目的外使用許可し、マップ広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、お申し込み下さい。

広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 (この案内書)	令和7年1月21日(火) ～ 令和7年2月7日(金) 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードし、内容をよくご確認ください。
郵送入札	令和7年1月21日(火)～令和7年2月7日(金)午後5時00分必着郵送(書留又は簡易書留郵便)による提出に限りです。 郵送先：〒465－8508 名古屋市名東区上社二丁目50番地 名古屋市名東区役所企画経理課 ・入札書(入札を委任する場合は委任状も)は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。また、期間後到着の郵便入札も無効となります。なお、入札書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。 ・広告料及び行政財産目的外使用料のうち、広告料のみの入札となります。 ・入札保証金は、免除とします。
開札	令和7年2月10日(月) 午後2時00分から 開札会場:名古屋市名東区役所 総合庁舎3階 第1会議室 ・入札参加者及びその代理人以外の方の入場はできません。

落札候補者の決定	・開札の結果、入札者のうち最低価格(月額)以上で最も高い価格(月額)の入札をされた方を落札候補者とし、会場内で次順位者と併せて発表します。
競争入札参加資格 確認申請書の提出	令和7年2月10日(月)～令和7年2月13日(木) 午前9時00分から午後5時00分まで(祝日を除く) ・落札候補者は、名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。
落札決定の通知	・競争入札参加資格の審査後、落札決定の通知をします。 ・入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
契約の締結	・落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書を締結していただきます。
契約保証金 の納付	・契約保証金を契約締結日に、名古屋市が発行する保証金納付書により納付してください。 ・名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により契約保証金を免除することがあります。
事業計画書の提出	・契約締結後、速やかにマップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制(メンテナンス及び緊急時の対応を含む。)、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書(任意様式)を提出していただきます。ただし、名古屋市が別途指示する場合は、この限りではありません。
行政財産目的外使用 許可申請書の提出	・広告掲出面積が確定次第、行政財産目的外使用許可申請書を提出していただきます。 ・提出後、行政財産目的外使用許可の手続きを行います。

広告原稿の
審査・承認

- ・名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、マップ広告を設置していただきます。

マップ広告の掲出

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

- ・行政財産目的外使用許可の更新がなされた場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度(最大令和12年3月31日まで)に、1年を単位として掲出期間を延長(契約を更新)することができます。

広告料及び行政財産
目的外使用料の納付

- ・広告料及び行政財産目的外使用料を名古屋市が定める期限までに、名古屋市が発行する納入通知書により納付してください。

※ 名東区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
地下鉄 東山線「本郷」下車1番出口西300メートル徒歩3分
市バス 「名東区役所」下車すぐ

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認したうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 掲出場所等

1 マップ広告を掲出する施設の名称及び所在地

名 称 名古屋市名東区役所

所在地 名古屋市名東区上社二丁目 50 番地

2 掲出場所及び掲出広告の大きさ

掲出場所 総合庁舎 1 階 西側玄関壁面

掲出広告の大きさ 概ね縦 2,000 mm×横 2,400 mmの範囲

- * 掲出場所位置図、マップ広告掲出場所イメージ図を参照してください。
- * 現地説明は行いません。掲出する広告が、来庁者の通行や通常業務に支障を及ぼさないか等、事前に申込者ご自身で現地確認をしてください。
- * 現在掲出中のマップ広告設備は、令和 7 年 3 月 31 日までに撤去される予定です。

第 2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第 167 条 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組

合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。

6 本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がない者であること。

7 本公告の日から落札決定の日までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

＊落札候補者（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名（名称）、生年月日、性別、住所（所在地）及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

8 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者でないこと。

9 入札公告の日から過去 3 年以内に、広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績があると認められる者であること。

10 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 広告の掲出条件

1 マップ広告の掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（掲出準備に要する期間を含む。）

公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、名東区役所庁舎の改修等によっては、延長を許可しない場合があります。

また、行政財産目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の11月末日までに名東区役所企画経理課に申し出てください。

更新する場合の広告料（契約金額）については、当初の広告料（契約金額）を基本とします。また、消費税率が契約期間中に変更された場合は、変更後の税率で算出された額となります。

2 広告料及び行政財産目的外使用料（以下「広告掲出料」という。）

マップ広告の掲出期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。

掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

広告掲出料のうち、広告料については入札により決定した金額になります。

広告掲出料のうち、行政財産目的外使用料については、掲出場所の広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した庁舎使用にかかる行政財産目的外使用料を納付してください。なお、行政財産目的外使用料は、入札の対象ではありません。

<行政財産目的外使用料の算定>

行政財産目的外使用料は、月額900円／㎡です。掲出期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算し、表示面積を行政財産目的外使用料（月額900円／㎡）に乗じて得た額が100円に満たない場合にあっては100円とします。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

3 マップ広告の仕様について

「名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業仕様書」のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかにマップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書（任意様式）を提出してください。ただし、名古屋市が別途指示する場合はこの限りではあ

りません。

5 広告主及び広告内容

名東区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位あるデザインとしてください。
具体的な掲載基準については、名東区広告掲載要綱を参照してください。

なお、広告主及び広告内容については、名古屋市（名東区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含む。）の2週間前までに掲出広告の原案を提出してください。

6 利用上の制限

マップ広告掲出期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) マップ広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 「行政財産目的外使用許可条件」を遵守すること。
- (4) マップ広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名東区役所の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に名東区役所と協議を行うこと。

7 維持管理

マップ広告掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) マップ広告を掲出するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) マップ広告の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、掲出事業者の責任において対応すること。

8 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、掲出事業者は一切の補償を名古屋市に請求することができません。

9 必要経費

- (1) マップ広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。
- (2) マップ広告の掲出に伴う電気使用料は、掲出事業者の負担とします。

第4 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送で行います。 ※書留又は簡易書留郵便以外の郵送による入札及び持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の手換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	令和7年1月21日(火)～令和7年2月7日(金)午後5時00分必着 ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問合せにはお答えできません。
郵送先	〒 465-8508 名古屋市名東区上社二丁目 50 番地 名古屋市名東区役所区政部企画経理課あて ※外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 入札書 ア 巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、「第 6 入札」をご参照ください。必要事項を記入した入札書を 1 通郵送（書留又は簡易書留郵便）してください。 イ 入札書の中封筒に入れ封入してください。中封筒には入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名及び開札日を記載してください。巻末に記載例があります。 (2) 委任状（代理人が入札する場合） 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 入札書を封入した中封筒及び委任状(代理人が入札する場合のみ)を郵送用の外封筒に入れてください。外封筒の表側には入札件名、開札日、入札書在中の旨を朱書きするとともに、外封筒の裏側又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記入してください。巻末に記載例があります。書留又は簡易書留郵便により送付してください。 書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記 (1) イにある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。

第 5 入札金額

- 1 入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額）を表示し

てください。入札金額には、行政財産目的外使用料（月額 900 円／㎡）を含めないでください。

2 最低価格は非公表です。

第6 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。巻末に書式及び記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン（消せるボールペンを除く。）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に訂正印を押印してください。ただし、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「¥」又は「金」を記入し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1 物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざん又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示されていない入札
 - (7) 記名のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
 - (11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
 - (12) 入札談合に関する情報があつた場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - (13) 明らかに談合によると認められる入札
 - (14) 入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - (15) 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - (16) その他入札の条件に違反した入札
- 7 入札保証金は、免除とします。

第 7 開札

開札日時	令和 7 年 2 月 10 日(月) 午後 2 時 00 分
開札会場	名古屋市名東区上社二丁目 50 番地 名古屋市名東区役所 総合庁舎 3 階 第 1 会議室
注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。 (3) 開札の結果、入札者のうち最低価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、開札会場内で次順位者と合わせて発表します。 (4) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。これらの公表に同意いただけない方は、入札に参加することができません。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、当該入札者にくじを引いていただき、落札候補者を決定します。 (2) 当該入札者が開札会場に来場されない場合又は当該入札者がくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員が代わりにくじを引きます。 (3) くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員に確認していただきます。

第 8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名(名称)、生年月日、性別、住所(所在地)及び役職名等の情報を提供し、排除措置の対象者に該当するか否かを照会します。〔第 2 参加者の資格〕を参照)
- 3 落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位者を新たに落札候補者とし、同様に入札参加資格の審査を行います。その場合、本市よりその旨の連絡しますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

提出期間	令和7年2月10日(月)から令和7年2月13日(木)まで 午前9時00分から午後5時00まで(祝日を除く) 郵送の場合は上記期間中に提出先に到達したものに限りです。
提出先	名古屋市名東区役所 総合庁舎2階 企画経理課 郵送の場合は下記あて先まで 〒465-8508 名古屋市名東区上社二丁目 50 番地 名古屋市名東区役所区政部企画経理課あて ※封筒に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書(巻末参照) 1通 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書(巻末参照) 1通 (4) 履行実績調書(巻末参照) 1通 (5) 本社、支社、営業所等所在地確認書(巻末参照) 1通 (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒(12cm×23.5cm) 1枚
注意事項	(1) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (2) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。 (3) 受付期間終了後は、(2)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。 (5) 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札候補者の負担とします。

第9 落札者の決定

- 1 申請書等の提出を受けた後、速やかに競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 2 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名

古屋市公式ウェブサイトで公表します。

- 3 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 4 3 の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（土日・祝日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- 5 4 の書面の提出先は、本書の「第 13 問い合わせ先」に示す場所です。
- 6 4 に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日以内（土日・祝日を含まない。）に書面により行います。
- 7 提出された申請書等は返却しません。
- 8 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とします。

第 10 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を送付します。
- 2 落札者は、1 の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。（契約書に使用する印鑑は、入札書及び競争入札参加資格確認申請書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。）
- 4 「名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に関する契約書（案）」は、14 頁を参照してください。
- 5 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

第 11 広告掲出料の納付

広告掲出料は、契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 12 契約保証金

- 1 契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。
- 2 契約保証金は、月額広告料の 6 か月分に相当する額とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は金融機関振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前 10 日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。

第 13 問い合わせ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和 7 年 1 月 28 日（火）午後 5 時 00 分までに提出してください。
- 2 質問書（様式は自由）に 、 質問事項、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載し、件名を「名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る質問書」として、下記のあて先へ電子メール又はファックスで送付してください。
 - ・名古屋市名東区役所企画経理課（担当：水野）
 - ・電話番号：052-778-3083
 - ・電子メールアドレス：a7783083@meito.city.nagoya.lg.jp
 - ・ファックス番号：052-778-3016
- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 7 年 2 月 4 日（火）を目途に名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
- 4 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ず確認してください。

名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に関する契約書（案）

名古屋市（以下「市」という。）と掲出事業者（以下「事業者」という。）とは名東区役所庁舎内壁面へ、名東区全域地図と民間企業等を広告主とした広告（以下「マップ広告」という。）を掲出するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 市は、名東区庁舎内壁面をマップ広告掲出場所として提供し、事業者の名東区のマップ広告を掲出（以下「広告掲出」という。）させるものとし、事業者はこれに対して市に広告料及び行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）を支払うものとする。

2 市及び事業者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（マップ広告の掲出場所及び仕様）

第 2 条 マップ広告の掲出場所及び仕様については、別添「名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 事業者は、本契約書及び仕様書のほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び名東区広告掲載要綱に定めるところに従い、広告掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

第 3 条 事業者は、契約締結後、速やかに、マップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（様式は事業者の任意による。）を作成し、市に提出しなければならない。ただし、市が別途指示する場合はこの限りでない。

2 事業者は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず市と協議しその承認を得るものとする。

（使用の許可、期間、使用料）

第 4 条 事業者は、広告掲出に際して、本件契約とは別に、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 49 号）に基づく行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を、その使用期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2 前項に定める使用許可にかかる期間は、当初は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、その後は 1 年を単位として 4 年を限度（最大令和 12 年 3 月 31 日まで）に、使用許可の更新を申請することができる。この場合、使用許可を更新しようとする年度の前年度の 11 月末日までに市に文書により行うこととする。ただし、当初の使用許可については、令和 7 年 2 月末日までに申請をしなければならない。

3 事業者は、第 1 項に定める使用許可を受けるにあたり、広告掲出面の表示面積に応じて算出した使用料を納付するものとする。ただし、この広告掲出面には名東区全域地図、公共施設所在地等の情報欄にかかる面積は含まれず、広告欄のみに限られる。なお、使用料は、月額金 円とし、市の発行する納入通知書により、各年度分を一括で市

に納入する。また、納入期限は当該年度の 5 月末日までとする。

- 4 第 2 項に定める使用許可の更新について、公用又は公共用の必要が生じた等、事業者の責めに帰さない理由により、市が更新の許可をしなかった場合は、更新前の使用許可期間の末日をもって本件契約は解除されたものとみなす。この場合において、事業者は、第 3 項に定める使用料および第 6 条第 2 項に定める広告料について、更新されなかった期間にかかる金額を支払う必要はない。また、使用許可が更新されなかったことによる損害等が事業者が発生したとしても、市はその損害を賠償する責めを負わない。

(契約期間)

- 第 5 条 この契約の有効期間は前条第 2 項に定める使用許可の期間と同一とし、同許可が取り消されたとき又は許可されなかったときは、本契約は効力を失うものとする。

(広告料及び電気使用料)

- 第 6 条 事業者は、第 4 条第 3 項に定める使用料とは別に、広告掲出をする場所が有する広告価値を利用する対価として、市の発行する納入通知書により、広告料を市に納入するものとする。また、納入期限は第 4 条第 3 項に定める使用料と同日とする。

- 2 前項の広告料は、月額金 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額金 円）とする。

- 3 事業者は、広告掲出にあたり市の電気を消費する機器を使用する場合には、市の定める納入期限までに、市の発行する納入通知書によって市が別に定めるところにより、各年度分の電気使用料を一括して市に納入しなければならない。

- 4 事業者が第 1 項に定める納入期限までに広告料を支払わないときは、事業者は納入期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則(昭和 39 年規則第 17 号)第 33 条第 1 項に定める割合により算定した延滞金を市に支払わなければならない。

- 5 事業者が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(権利譲渡の禁止)

- 第 7 条 事業者は、市の承認を得ないで、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第 8 条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、事業者の責めに帰することができないものにより、事業者が契約を履行できないと認められるときは、市は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに事業者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。ただし、市と事業者が協議し、事業計画を変更することにより、広告掲出場所を変更することができる。

- 2 市は、前項の規定により 1 か月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、名東区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(マップ広告の作成等)

第9条 マップ広告は事業者の責任において作成するものとする。

- 2 マップ広告のうち、民間企業等の広告のデザインその他の内容等（以下「広告デザイン等」という。）について、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び名東区広告掲載要綱を遵守するとともに、事前に市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できない。
- 3 事業者は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告のデータ等必要な資料を、市の指定する日までに市に提出するものとする。
- 4 事業者は、第2項に定める審査において、市から広告デザインその他の内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 5 本条に定める広告掲出にかかる費用は、事業者が負担する。
- 6 市及び事業者は、広告掲載に関して、名東区役所の公正性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

(広告デザインの修正・変更)

第10条 市は、広告デザインその他の広告の内容が名東区役所に掲出する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、事業者に対して広告デザインその他の広告の内容の修正等を求めることができ、事業者はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正等にかかる費用は、事業者が負担する。
- 3 事業者は、自己の都合により広告デザインその他の広告の内容を変更するときは、事前に前条に定める審査を受け、その承認を得るものとする。

(広告デザインその他の広告の内容についての責任)

第11条 事業者は、広告デザインその他の広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告デザインその他の広告の内容に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告デザインその他の広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告デザインその他の広告に関する財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していることについて事業者が保証すること。
- (3) 市に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

(マップ広告の掲出及び撤去)

第12条 事業者は、市の指示に基づき、名東区役所の業務の支障とならないよう配慮して広告掲出及び撤去しなければならない。

- 2 前項の掲出及び撤去に要する費用は、事業者の負担とする。

(マップ広告の管理・運営についての留意事項)

第13条 事業者は、マップ広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにし

なければならない。

- 2 事業者は、マップ広告の破損等により、名東区役所利用者等に危険を生じさせないように配置しなければならない。
- 3 市は、事業者に対して、前 2 項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、事業者はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、事業者が負担するものとする。
- 4 事業者は、広告掲出における自己使用による電気料金等の事業者の利便にかかる一切を負担し、その支払い方法等については、市の指示による。
- 5 事業者は、広告掲出等の管理について第三者に委託をする場合には、市に書面を提出し承諾を受けるものとする。
- 6 広告掲出及び広告デザインその他の広告の内容によって、市又は第三者に損害を与えた場合は、天災等、事業者の責めに帰さない場合も含め、事業者の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 7 事業者は、マップ広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、事業者の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 8 市は、前項の毀損等を発見した場合、速やかに事業者に通報しなければならない。
- 9 庁舎のレイアウトの変更等、市の事情により広告掲出場所が変更又は撤去せざるを得ない場合においても、その費用は事業者の負担とする。ただし、撤去の場合、納付済みの広告料及び使用料については日割り計算によって返還する。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

- 第 14 条 市は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、事業者に、広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、事業者はこの指示に従わなくてはならない。
- (1) 事業者が、第 4 条第 1 項に定める使用許可の許可条件、この契約書に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告デザインその他の広告の内容が名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び名東区広告掲載要綱に違反したとき。
 - (3) 第 10 条第 1 項の規定による広告デザインその他の広告の内容の修正等を事業者が行わないとき、又は第 13 条第 3 項に定める市の助言及び指導に事業者が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市が認めるときは、事業者は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第 1 項に定める一時撤去又は一時削除及び前項の再開にかかる費用は事業者が負担する。
 - 4 第 1 項に定める指示があつたにもかかわらず一時撤去及び一時削除に必要な相当期間内に事業者がこれを行わないときは、市は、事業者の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去でき、これに要した費用は事業者が負担するものとする。この場合において、市はこれによって生じた事業者の損害の賠償を行わない。
 - 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金と

みなし、事業者に返還しない。

- 6 前項の違約金は、第 18 条及び第 20 条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(市の解除権)

第 15 条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により事業者に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 第 4 条に定める使用許可を事業者が得られないとき、又は取り消されたとき。(第 4 条第 4 項に該当する場合を除く。)
 - (2) 法令違反又は正当な理由なく、この契約に違反したとき。
 - (3) この契約の内容の履行に関し、事業者又はその代理人、若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 事業者又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 事業者が、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (6) 次条の規定によらないで、事業者がこの契約の解除を申し出たときで、市が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 市は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、事業者との協議によりこの契約を解除することができる。
- 3 本条の規定によりこの契約が解除された場合（事業者に帰すべき理由なく前項の規定により解除された場合を除く。）において、市は納付済広告料を違約金として事業者に返還しないほか、事業者は解除の日の翌日（納付済広告料がある場合にあっては、当該広告料にかかる期間の末日の翌日）から契約期間の末日までに相当する広告料の 10 分の 1 の額を市に違約金として支払わなければならない。
- 4 前項の違約金は、第 18 条及び第 20 条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(事業者の解除権)

第 16 条 事業者は、市が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により市に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 第 8 条の規定によるこの契約の履行の一時中止の期間が、広告掲出期間の 6 か月を超えたとき。
- (2) 市が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (3) この契約の履行に関し、市に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(原状回復義務)

第 17 条 契約期間が満了した場合又はこの契約が解除された場合は、事業者は自己の費用を持って広告を撤去し、原状に回復して広告掲出場所を市に返還しなければならない。ただし、市と事業者との協議により、原状回復する必要がないとされた部分についてはこの限りではない。

- 2 事業者は、前項の規定により広告掲出場所を返還するときは、原状に回復した後、直ちに市の検査を受け、市の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により事業者が広告掲出場所を返還する必要があるにもかかわらず、事業者が当該場所を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から当該場所の明渡し完了までの間、事業者は市に対して当該期間にかかる使用料及び広告料相当額の使用損害金を支払うほか、市に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第18条 事業者は、第9条第4項、第10条第1項、第13条第3項、第14条第1項、第15条第1項及び前条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し市に賠償を請求することはできない。
- 2 事業者は、この契約を履行するにあたり、市に損害を与えたときは、事業者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が市の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。
 - 3 事業者は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、事業者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が市の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。
 - 4 第2項に規定する損害賠償の額は市と事業者で協議して決定する。
 - 5 事業者は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

(不正行為にかかる市の解除権)

- 第19条 市は、事業者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用する等していると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等していると認められるとき。

- (7) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は第 50 条第 1 項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (8) 事業者が、独占禁止法違反するとして、独占禁止法第 66 条第 4 項に規定する審決を受け、当該審決が確定したとき。
- (9) 事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (10) 前 3 号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、市が契約を解除した場合における当該契約解除にかかる違約金の徴収については、第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「本条の規定によりこの契約が解除された場合（事業者に帰すべき理由なく前項の規定により解除された場合を除く。）」とあるのは、「前項の規定によりこの契約が解除された場合」と読み替えるものとする。

（不正行為にかかる賠償額の予定）

- 第 20 条 事業者がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、事業者が共同企業体であり、既に解散しているときは、市は、事業者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、事業者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（著作権等の管理）

- 第 21 条 事業者は、広告掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウ、その他一切の権利を含む、市の所有であると否とは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 市が、マップ広告等及び広告デザインその他の広告の内容が掲載されている写真や画像データ等を、事業の紹介等の行政目的のために市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合、事業者はその掲載を認めるとともに、広告主からの許諾も得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又は

そのおそれがある場合においてはこの限りではない。

(秘密の保持)

第 22 条 事業者は、業務の実施に関して知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第 23 条 本契約の締結に関して必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

(疑義の解釈等)

第 24 条 この契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、市と事業者で協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

事業者

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（使用料） _____ 円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を行政財産目的外使用許可書表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
 - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき

- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業仕様書

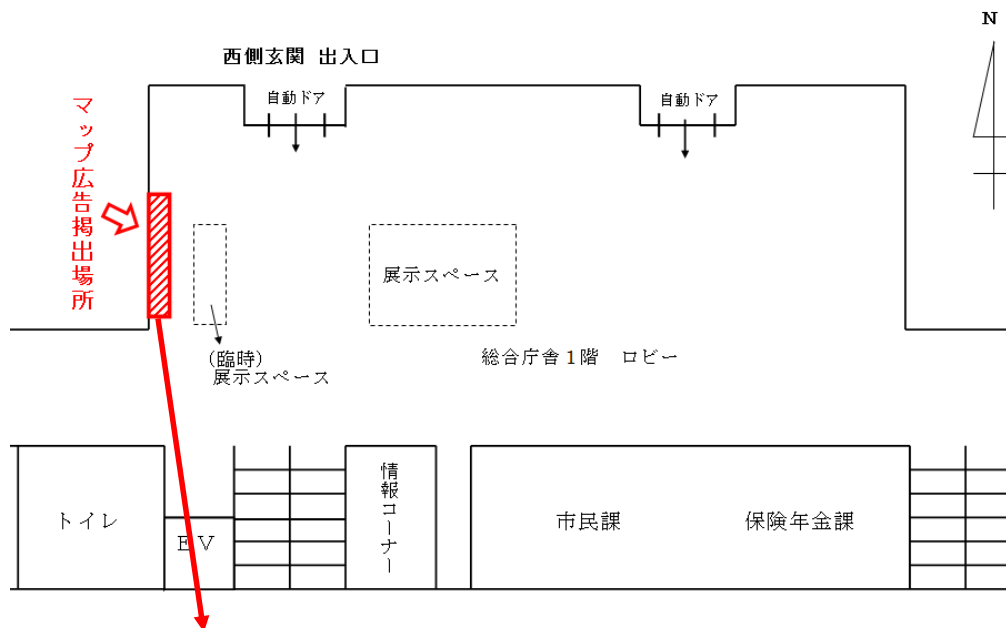
1 事業概要

名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業は、名古屋市名東区役所（以下「市」という。）が掲出事業者（以下「事業者」という。）から広告掲出料（広告料及び目的外使用料）の納入を受けた上で、事業者が名東区の全域図や公共施設一覧等のマップを作製し、その掲出面に民間企業等の広告（以下「マップ広告」という。）を掲出した設備を設置するものである。

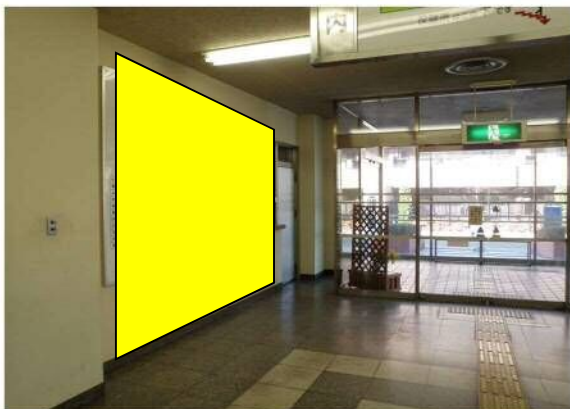
2 広告掲出事業を行う施設の名称、掲出場所等

- (1) 施設名称：名古屋市名東区役所（名古屋市名東区上社二丁目50番地）
- (2) 掲出場所：総合庁舎1階 西側玄関壁面
- (3) 掲出内容：マップ（名東区全域図、公共施設一覧等）及び広告
- (4) 大 き さ：外形寸法 概ね縦2,000mm×横2,400mm以内（外寸）
- (5) 掲出基数：1基

<掲出場所位置図> 名東区役所 総合庁舎1階



<マップ広告掲出場所イメージ図>



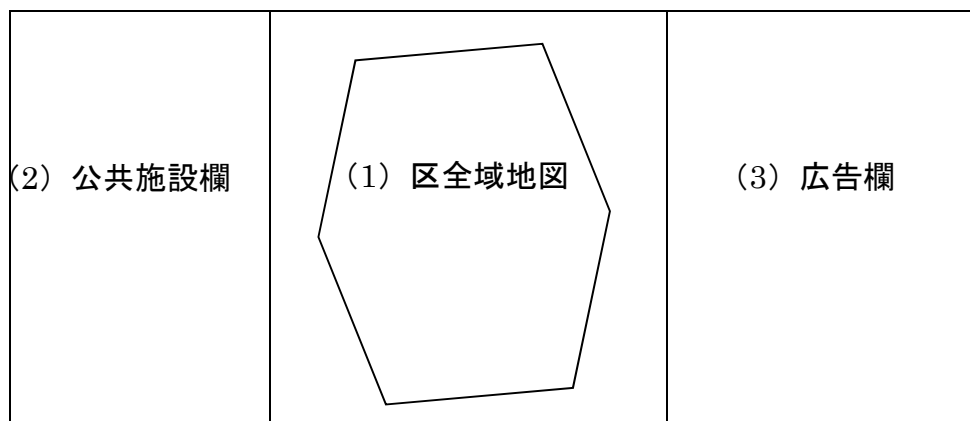
3 マップ広告の仕様・掲出方法

- (1) マップ広告は、ポスター、液晶モニター、タッチパネル式等事業者が選択できる。
- (2) 枠はアルミフレーム等を使用し、表示面は透明アクリル板等で保護すること。
- (3) 広告設備は角等が鋭利にならないよう加工が施されたものとし、設置については、壁面に確実に固定し、落下防止等の安全措置を講ずるとともに、来庁者の通行や業務に支障のないように配慮すること。
- (4) マップ広告は名東区役所の美観に配慮したものとする。
- (5) 電照時間はタイマー等により午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分に設定すること。
- (6) 広告欄については、公共施設であることに配慮し、詳細は市と協議のうえ、決定すること。
- (7) 撤去時は広告設備設置前の原状を回復すること。
- (8) 上記(1)～(7)に定めるもののほか、掲出方法については、市の指示に従うものとする。

4 マップ広告に表示する情報

- (1) 名東区全域地図（周辺区の白地図含む）
- (2) 名東区内公共施設の名称・所在地・電話番号
- (3) 広告欄（広告主の名称・所在地・電話番号）
- (4) 名東区内の避難所、広域避難場所、一時避難場所
- (5) 名東区内の学校、観光施設、名所等
- (6) 公共交通機関の駅、バス停の表示及び路線図
- (7) その他、名東区役所が掲載を希望する情報については別途協議する。
- (8) 上記 (2)、(4)、(5)、(6) については、(1) の地図上に位置表示すること。また、(3) については、(1) の地図上に表示できることとする。
- (9) 面積割合は、 $[(1) + (2)] : (3) = 3 : 2$ とする。ただし、事業者は市の上承を得た場合は、これを変更することができる。

<マップ広告イメージ図>



5 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 掲出期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。）

- (3) ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 8 年 4 月 1 日から 4 年を限度（最大令和 12 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。
- (4) 既存のマップ広告からの切替掲出となるため、掲出は市と協議のうえ、令和 7 年 4 月 1 日以降に行うこと。なお、営業開始が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても、事業者は広告料及び行政財産目的外使用料の減免又は返還を求めることはできない。

6 マップ広告の設置条件

- (1) マップ広告に係るメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、事業者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (2) 広告に関する問い合わせ及び苦情に対する対応は、事業者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (3) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、マップ広告の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者はマップ広告の破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は事業者が負担すること。
- (4) マップ広告を電気等の諸設備が必要なものにする場合は、その利用に必要な経費を事業者が負担すること。
- (5) 事業者は対人対物保険に加入すること。
- (6) 施設名変更やバス路線変更などの理由による修正は、年 2 回まで事業者の負担で行うこと。なお、広告に関しての修正が必要となった場合はその都度、事業者の負担により行うこととする。ただし、その場合は「7 広告の掲出条件」に基づき手続きをすること。
- (7) 使用を終了するときは、マップ広告を事業者の負担で撤去し、原状復帰したのち甲の検査確認を受けること。

7 広告の掲出条件

- (1) 広告主の募集及び広告の掲出、管理、撤去については、事業者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (2) マップ広告に掲出する全ての広告については、別に定める名東区広告掲載要綱による名東区広告審査会において適正と審査されたものに限り掲出すること。
- (3) 事業者の都合により広告の修正・変更をする場合は、広告掲出を開始する 2 週間前までに広告案を名東区役所企画経理課へ提出し、名東区広告審査会の審査を受けたのち修正・変更すること。
- (4) 広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び行政財産目的外使用料は返還しないものとする。

8 広告掲出に係る行政財産目的外使用許可

- (1) 事業者は、広告掲出について行政財産目的外使用許可を受け、入札の際に提示する広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した行政財産目的外使用料（月

額 900 円㎡) を納付すること。ただし、この広告掲出面は「4 マップ広告に表示する情報」の (3) 広告欄のみに限られる。

- (2) 使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。また、使用許可面積を定める金額に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあつては 100 円とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

9 事業計画書の提出

事業者は契約締結後、速やかに、マップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書（様式は事業者の任意による。）を作成し、市に提出すること。ただし、市が指示する場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 展示スペース（「2 広告掲出事業を行う施設の名称、掲出場所等」＜掲出場所位置図＞参照）では、不定期に展示等が行われる場合がある。
- (2) 本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は市と事業者が協議のうえ決定すること。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名東区広告掲載要綱」その他関係法令を遵守すること。
- (4) この契約を履行するにあたり、別添「行政財産目的外使用許可条件」、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守すること。

11 参考

- (1) 名東区人口（令和 6 年 10 月 1 日現在 推計人口） 162,050 人
- (2) 名東区世帯数（令和 6 年 10 月 1 日現在 推計人口） 78,127 世帯
- (3) 戸籍届出件数（令和 5 年度） 4,418 件
- (4) 住民基本台帳届出件数（令和 5 年度） 17,636 件
- (5) 個人番号カード交付枚数（令和 5 年度） 17,945 件
- (6) 住民基本台帳・戸籍等証明等交付件数（令和 5 年度） 98,917 件

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

（発注者の解除権）

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代

表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適當であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

名東区広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市名東区（以下「名東区」という。）が、区の新たな独自財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために、所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

（広告媒体の種類）

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ第15条に規定する名東区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 名東区が作成する印刷物
- (2) 名東区公有財産
- (3) その他名東区が別に定めるもの

（広告の掲載基準）

第3条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

（広告の募集）

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

（広告の掲載の申込み）

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、名東区広告掲載申込書（様式第1号）により、申込みを行う。

2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするものを含む。

（広告掲載の決定等）

第6条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告主及び広告掲載の可否を決定する。

2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号又は様式第3号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

2 広告主が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付等）

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

2 所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

（広告内容の変更）

第9条 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

- 2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。
- 3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

- 第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。
- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。
 - 3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

- 第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。
 - 3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。
- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
 - 4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
 - 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

- 第14条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(名東区広告審査会の設置)

第15条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書を審査するため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

9 広告審査会の庶務は、名東区役所区政部企画経理課が処理する。

(その他)

第16条 その他広告掲載につき必要な事項は名東区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

委員長	区政部企画経理課長
委 員	区政部総務課長 区政部地域力推進課長 保健福祉センター福祉部民生子 ども課長 保健福祉センター健康安全課長 委員長の指名する職員

様式・記載例

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏 名

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
名東区役所庁舎内における マップ広告掲出事業							

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「¥」又は「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

入 札 書

記載例

令和 ○年○○月○○日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏名

(個人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋 太郎

(法人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋株式会社

代表取締役

名古屋 一郎

入札案内書の内容等を承諾のうえ、

(代理人が入札する場合)

名古屋市中区三の丸二丁目 1 番 36 号

名古屋株式会社

支店長

愛知 次郎

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
名東区役所庁舎内における マップ広告掲出事業	¥	○	○	○	○	○	○

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「¥」又は「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年1月21日公告の「名東区役所内におけるマップ広告掲出事業」に係る入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

甲（委任者） 所 在 地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人） 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

（あて先）名古屋市長

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年1月21日公告の「名東区役所内におけるマップ広告掲出事業」に係る入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 ○年○○月○○日

入札書の提出日以前の日を
記入してください。

甲（委任者）	所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	商号又は名称	名古屋株式会社
	代表者役職名	代表取締役
	代表者氏名	名古屋 一郎

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人）	所在地	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
	商号又は名称	名古屋株式会社
	役職名	支店長
	氏名	愛知 次郎

（あて先）名古屋市長

記載例

入札書の郵送外封筒

(表面)

4 6 5-8 5 0 8

切
手

名古屋市名東区上社二丁目五十番地

名古屋市名東区役所企画経理課 行

名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業
(令和7年2月10日開札) 入札書在中

必ず朱書きしてください。

- ※ 書留又は簡易書留郵便による郵送以外は無効となります。
- ※ 裏面又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。

記載例

入札書を封入する中封筒

(表面)

(入札者名※)	名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 一郎
(住所又は所在地※)	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号
(電話番号※)	052-○○○○-○○○○
(入札件名)	名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業
(開札日)	令和7年2月10日 開札

※ 代理人によって入札する場合は、代理人の入札者名、住所又は所在地及び電話番号を記載すること。

※横書きによる記入でも構いません。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
役職名
フリガナ
氏 名

令和7年1月21日付けで公告のありました名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この名東区役所庁舎内マップ広告掲出事業にかかる入札公告に定める競争入札参加資格2(2)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 履行実績調書 1通
- 4 本社、支社、営業所等所在地確認書 1通
- 5 返信用封筒（表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒（12cm×23.5cm）） 1枚

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--

競争入札参加資格確認申請書

令和 ○年○○月○○日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番 1 号
商号又は名称	名古屋株式会社
役職名	代表取締役
フリガナ	ナゴヤ イチロウ
氏 名	名古屋 一郎

申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方が記入してください。

令和7年1月21日付けで公告のありま
掲出事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この名東区役所庁舎内マップ広告掲出事業にかかる入札公告に定める競争入札参加資格2(2)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 履行実績調書 1通
- 4 本社、支社、営業所等所在地確認書 1通
- 5 返信用封筒（表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒（12cm×23.5cm）） 1枚

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ <u>S</u> ・H・R 30・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>S</u> ・H・R 30・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ジロウ) 名古屋 次郎	T・ <u>S</u> ・H・R 33・5・10	男	名古屋市中区栄四丁目1番8号
取締役	(ナゴヤ サブロー) 名古屋 三郎	T・ <u>S</u> ・H・R 38・1・27	男	名古屋市中区栄五丁目3番16号
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。

※法人の役員について記載すること。

履 行 実 績 調 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所在地
商号又は名称
役職名
氏 名

令和7年1月21日付けで公告のありました「名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業」にかかる競争入札参加資格2(9)につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概 要	

(作成上の注意)

- ・複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。
- ・入札公告の日から過去3年以内の広告掲出業務に係る官公庁への履行実績を記入してください。

履 行 実 績 調 書

競争入札参加資格確認申請書の
提出日を記入してください。

令和 ○年○○月○○日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 商号又は名称 名古屋株式会社
 役職名 代表取締役
 氏 名 名古屋 一郎

令和7年1月21日付けで公告のあり「マップ広告掲出事業」にかかる競争入札参加資格2(9)の要件を満たすので届け出ます。

競争入札参加資格確認申請書に記入
された申請者を記入してください。

マップ広告掲出事
業の成績を有してありま

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	〇〇市役所における広告掲出事業
履行期間	令和〇年4月1日から令和〇年3月31日まで（更新含む）
履行場所	〇〇市役所
契約期間	令和〇年4月1日から令和〇年3月31日まで（更新含む）
掲出面積	〇. 〇m ²
概 要	市役所庁舎内の壁面の一部を利用して、民間企業等の広告を掲出するもの。

(作成上の注意)

- ・複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。
- ・入札公告の日から過去3年以内の広告掲出業務に係る官公庁への履行実績を記入してください。

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(落札候補者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

次のとおり、令和 7 年 1 月 21 日付けで公告のありました「名東区役所庁舎内におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格につきまして、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

名 称	
所 在 地	
連 絡 先	
そ の 他	

本店、支店、営業所等所在地確認書

(あて先) 名古屋市 長

競争入札参加資格確認申請書の
提出日を記入してください。

令和 ○年○○月○○日

(落札候補者) 所 在 地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号又は名称 名古屋株式会社

役 職 名 代表取締役

氏 名 名古屋 一郎

次のとおり、令和 7 年 1 月 21 日付けで公告のありました「名東区役 舎内におけるマップ広
告掲出事業」に係る競争入札参加資格につきまして、下 競争入札参加資格確認申請書に
市内にありますので報告いたします。 記入された申請者を記入してく
ださい。

記

名 称	名古屋株式会社
所 在 地	名古屋市○区○○○丁目△番△号
連 絡 先	○○○-△△△-□□□□
そ の 他	

記載例

競争入札参加資格確認申請書の郵送

(表面)

4 6 5-8 5 0 8	
切 手	
競争入札参加資格確認申請書 在中	名古屋市名東区役所企画経理課 行
名古屋市名東区上社二丁目五十番地	
必ず朱書き してください。	

- ※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします
- ※ 提出期間内に必着するように郵送してください。